

教育委員会会議 定例会

平成 28 年 7 月 27 日

提出議案綴

山梨県教育委員会

1 議 案

第 11 号 職員の処分について

第 12 号 甲府工業高等学校専攻科の学科・定員及び教育内容の概要等について

第 13 号 山梨県考古博物館協議会委員の委嘱・任命について

2 報 告 事 項

3 その他報告

(11) 山梨県社会教育委員の公募について

議案第 11 号

職員の処分について [別途資料配付]

議案第 12 号

甲府工業高等学校専攻科の学科・定員及び教育内容の概要等について

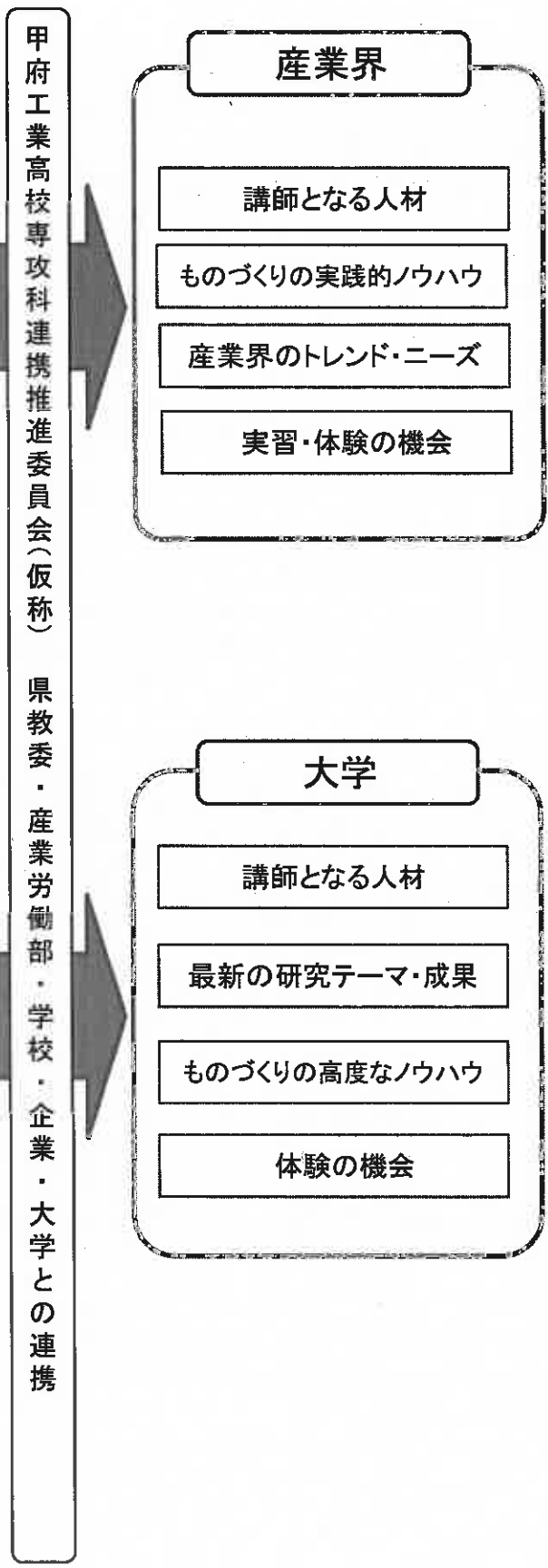
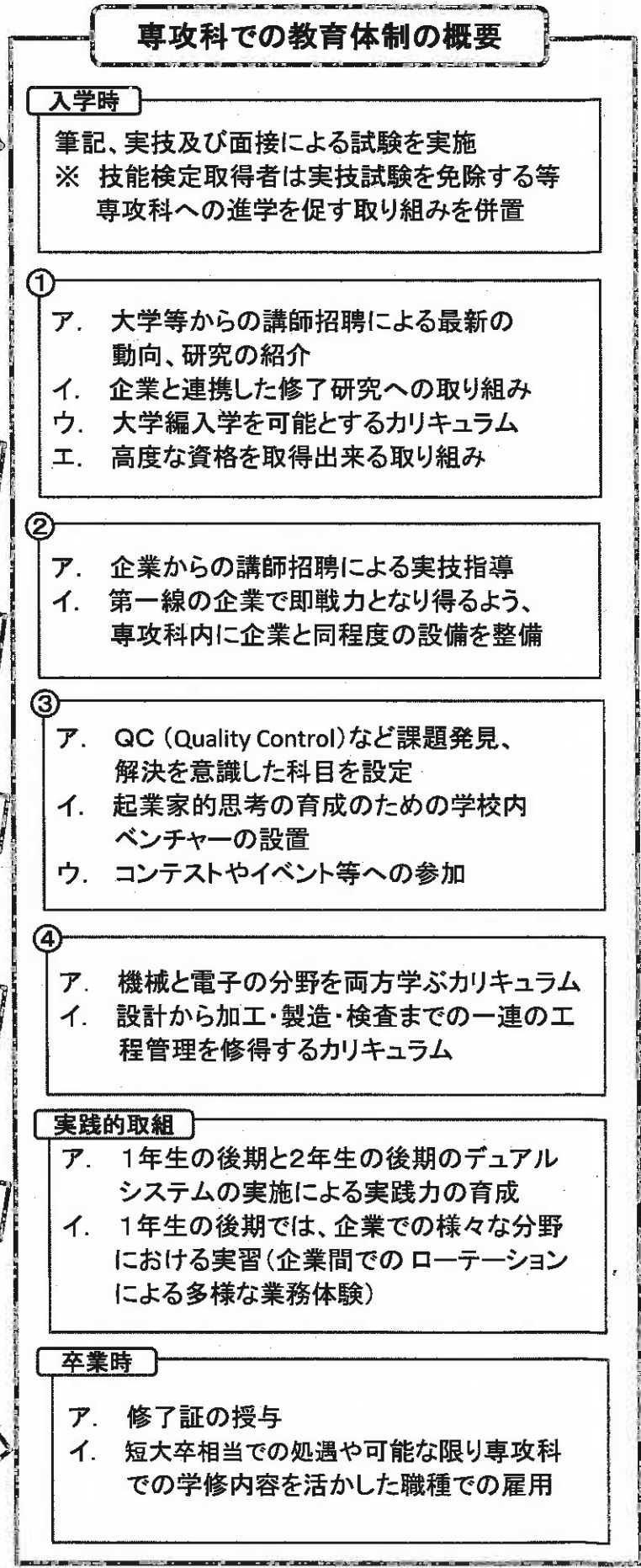
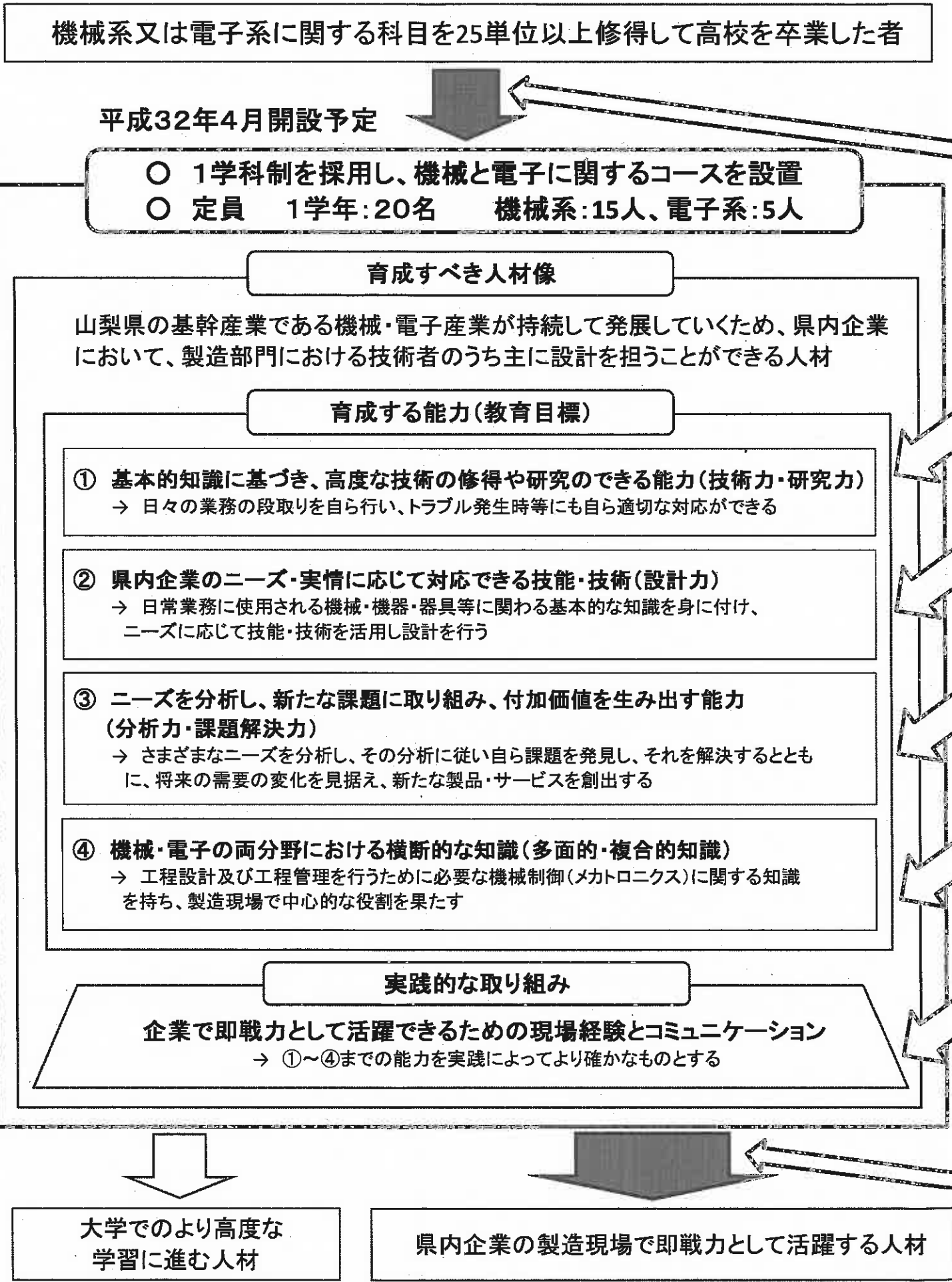
提案理由

甲府工業高等学校専攻科の設置に向けて、学科・定員及び教育内容の概要等を決定する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

件名	甲府工業高等学校専攻科の学科・定員及び教育内容の概要等について
経緯	<p>○ 経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年1月、山梨県産業人材育成検討委員会（産業労働部）により工業系高校への専攻科設置が必要である旨が報告。 ・平成28年2月、知事が甲府工業高校に全日制専攻科（2年間）の設置を表明。 ・平成28年4月、甲府工業高等学校専攻科検討委員会を設置。 ・平成28年5月～7月、甲府工業高等学校専攻科検討委員会を3回開催。 協議事項：教育目標、教育課程の概要、入学資格、学科構成、定員、産学官の連携等。 ・平成28年7月26日 甲府工業高等学校専攻科検討委員会から報告書の受理。
内容	<p>次のとおり、甲府工業高等学校専攻科の学科・定員及び教育内容の概要等を定めることとしたい。</p> <p>1 学 科 機械及び電子の両分野を総合的に学ぶため1学科とし、学科の中に機械と電子に関する2つのコースを設けることとしたい。</p> <p>(理由) 機械と電子の両分野に跨がる知識・技術を共通項として学ぶ必要性が指摘されており、学科で区分せず一体で学ぶ環境が必要であることから、1学科としたい。ただし、より高度な専門教育を一貫して行うには個別分野での知識・技術も必要なため、学科の中に機械と電子に関する2つのコースを設けることとしたい。</p> <p>2 定 員 1学年の定員は20名としたい。 各コースの定員は、機械系：15名、電子系：5名としたい。</p> <p>(理由) ① 機械・電子系の高校2年生を対象としたアンケート結果及び企業の採用見込数に関するアンケート結果を最大限尊重する必要がある。 ・企業へのアンケート結果等での採用見込数は機械系29名、電子系13名。 ※機械系が電子系と比較して2倍を超えているため設定定員を傾斜配分。 ・工業系高校2年生へのアンケートで、専攻科への第一希望は39名。 ③ 他県の専攻科の定員も参考にした定員設定を行う必要がある。他県での工業系高等学校専攻科の1学年の定員の平均は19名。</p>

山梨県立甲府工業高等学校専攻科の学科・定員及び教育内容等の概要（案）

工業系高校の3年間と合わせた5年間の一貫教育で、より高度な専門教育



議案 第 13 号

山梨県考古博物館協議会委員の委嘱・任命について

博物館法（昭和26年法律第285号）及び山梨県附属機関の設置に関する条例（昭和60年山梨県条例第3号）に基づき、山梨県考古博物館協議会委員を次のとおり委嘱・任命する。

山梨県考古博物館協議会委員の氏名（別紙）

提案理由

山梨県考古博物館協議会委員について、委員の死亡による欠員が生じたこと、また、本人から辞任したい旨の申し出があったため、新たに委員を委嘱・任命する必要がある。

山梨県考古博物館協議会委員の委嘱・任命について

1 根拠法令等

博物館法（昭和26年法律第285号）及び山梨県附属機関の設置に関する条例（昭和60年山梨県条例第3号）により設置

2 職務

博物館法第20条第2項の規定による山梨県立考古博物館の運営に関する事項の調査審議及び意見の具申に関する事務

3 組織

(1) 委員の定数

15人以内

(2) 委員の要件

ア 学校教育の関係者

イ 社会教育の関係者

ウ 家庭教育の向上に資する活動を行う者

エ 学識経験のある者

(3) 委員の任期

2年

4 今回の委嘱・任命について

(1) 委員の辞任による委嘱・任命：5名

(2) 欠員による委嘱：1名

(3) 任期：前任者の残任期間（H28.7.27～H28.10.22）

(平成28年7月27日 定例教育委員会)

課名 社会教育課

件名	山梨県社会教育委員の公募について
経緯	<p>○ 山梨県社会教育委員の概要</p> <p>(1) 性 格 社会教育法第15条及び山梨県社会教育委員に関する条例により設置が義務づけられている教育委員会の附属機関</p> <p>(2) 職 務 ・社会教育に関する諸計画の立案 ・教育委員会の諮問に応じ意見を述べる ・研究調査</p> <p>(3) 委員の要件 学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者</p> <p>(4) 委 員 ・定 数 15人(現15人) ・内 訳 学校教育関係者(3人) 社会教育関係者(4人) 家庭教育関係者(2人) 学識経験者(6人) ・任 期 2年 (現委員 平成26年10月31日～平成28年10月30日)</p>
内容	<p>○ 平成28年度～30年度の社会教育委員を選定し委嘱を行うが、県民からより幅広く社会教育に関する意見を受け、今後の社会教育行政に反映させるため平成26年度に引き続き委員の一部について公募を行う</p> <p>○ 公募の概要</p> <p>(1) 募集人員 2人以内</p> <p>(2) 任 期 2年間(平成28年10月31日～平成30年10月30日)</p> <p>(3) 応募の資格 次の条件をすべて満たす者とする ・県内在住者で、平成28年4月1日現在で満20歳以上であること ・社会教育について幅広い見識や関心を持っていること ・開催される社会教育委員の会に出席可能であること(年5回程度・平日) ・次に該当する者は応募できない (ア) 国会議員及び地方公共団体の議会の議員 (イ) 常勤の国家公務員及び地方公務員</p> <p>(4) 募集期間 平成28年8月1日(木)～8月31日(水) ※必着</p> <p>(5) 応募方法 次の書類を提出するものとする ・申込書(氏名、年齢、性別、職業、自己PR等) ・小論文(1200字程度) テーマ 「地域づくりと若者の社会参加について」</p> <p>(6) 選考方法 選考委員会を設置し、書類審査を行う</p> <p>(7) 発表 選考委員会を経て、教育委員会で決定後、応募者本人に通知する</p>